(パブリックコメント用 計画案)

第2期江別市国民健康保険 保健事業実施計画 【データヘルス計画】 (案)

平成 30(2018)年度~平成 35(2023)年度

第3期江別市特定健康診查・特定保健指導実施計画(案)

平成 30(2018)年度~平成 35(2023)年度

江別市

(健康福祉部 国保年金課)

第3期江別市特定健康診查・

特定保健指導実施計画

第3期 江別市特定健康診查·特定保健指導実施計画

目次

1.	第3期特定健康診査等実施計画について	61
	1) 医療保険者による特定健康診査・特定保健指導の実施義務	61
	2) 計画の趣旨・目的	61
	3) 計画の期間	61
2.	第2期計画の評価と目標達成状況	62
	1) 特定健康診査実施率	62
	2) 特定保健指導実施率	62
3.	目標値の設定	63
4.	対象者の見込み	63
5.	特定健康診査・特定保健指導の実施	64
	1) 特定健康診査の実施	64
	2) 特定保健指導の実施	66
	3) 代行機関	68
	4) 特定健康診査・特定保健指導の実施スケジュール	68
	5) 特定健康診査・特定保健指導の周知方法	69
6.	特定健康診査未受診者および特定保健指導未利用者対策	69
	1) 特定健康診査の未受診者に対する対策	69
	2) 特定保健指導の未利用者に対する対策	69
7.		
	1) 基本的な考え方	
	2) 特定健康診査・特定保健指導の記録の管理・保存期間について	70
8.	結果の報告	71
9.	特定健康診査・特定保健指導実施計画の公表・周知	71
1 (). 特定健康診査・特定保健指導実施計画の評価および見直し	71

1. 第3期特定健康診査等実施計画について

1) 医療保険者による特定健康診査・特定保健指導の実施義務

平成20年度から、医療保険者(国保、被用者保険)は「高齢者の医療の確保に関する法律」(昭和57年法律第80号。以下「法」という。)により、40~74歳の加入者を対象として、メタボリックシンドロームに着目した生活習慣病予防のための特定健康診査・特定保健指導を行うことが義務づけられました。

この計画書は、第2期の計画期間(平成25~平成29年度)が終了するのに伴い、平成30年度以降6年間の特定健康診査・特定保健指導の実施方法に関する基本的事項および目標などに関する事項を定めるものです。

2) 計画の趣旨・目的

この計画は、国の特定健康診査等基本方針(法第18条)に基づき江別市国民健康保険が策定する計画であり、関係する計画と十分な整合性を図るものとします。

また、第6次江別市総合計画-えべつ未来づくりビジョン-「政策 03-02 健康づくりの推進と地域医療の安定」に掲げるとおり、「疾病予防・重症化予防の促進」の趣旨に即して、多くの国保の加入者(市民)が積極的に特定健康診査・特定保健指導を受けるようにすることを目的とします。

3) 計画の期間

計画期間は、平成30年度~平成35年度の6か年とします。

2. 第2期計画の評価と目標達成状況

1) 特定健康診査実施率

図表1:江別市国保特定健康診査の実施状況

			平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
市町	「村国何	呆の	30.0%	35.0%	40.0%	45.0%	50.0%
目	標	値	30.070	JJ. U /0	40.0/0	40.0/0	JU. U /0
対	象	者	20,256 人	20,205 人	19,921 人	19,224 人	18,764 人
受	診	者	4,552 人	5,065 人	5,068人	5,009人	5,030 人
受	診	率	22.5%	25.1%	25.4%	26. 1%	26.8%

※特定健康診査の実施状況は、平成28年度までは法定報告値、平成29年度は見込を表示

2) 特定保健指導実施率

図表2:江別市国保特定保健指導の実施状況

			平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
市町	「村国何	呆の	30.0%	35.0%	40.0%	45.0%	50.0%
目	標	値	30.070	30.070	40.070	40.070	50.076
対	象	者	498 人	621 人	604 人	597 人	648 人
実	施	者	154 人	171 人	186 人	227 人	208 人
実	施	率	30.9%	27.5%	30.8%	38.0%	32.1%

※特定保健指導の実施状況は、平成28年度までは法定報告値、平成29年度は見込を表示

市町村国保については、特定健康診査の受診率および特定保健指導の実施率における目標値が、年度ごとに定められています。

第2期計画策定以後も受診率は向上していますが、厚生労働省が示す市町村国保の目標値とは乖離が大きく、平成29年度においても目標達成は困難な状況となっています。

3. 目標値の設定

図表3:特定健康診査の受診率および特定保健指導の実施率の目標

年	度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度
特定健康の 受	表診査 診 率	30%	40%	45%	50%	55%	60%
特定保備の 実	建指導 施 率	30%	40%	45%	50%	55%	60%

4. 対象者の見込み

特定健康診査対象者数および特定保健指導対象者数の見込みは以下のとおりです。

図表4:特定健康診査対象者数

年	度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度
	建康診査 象者数	18, 222 人	17,776人	17, 338 人	16, 909 人	16, 494 人	16,091人
	保健指導 象者数	596 人	594 人	593 人	590 人	588 人	586 人

5. 特定健康診査・特定保健指導の実施

1) 特定健康診査の実施

(1) 実施場所および実施期間

【集団方式】

健診機関と特定健康診査の委託契約を行い、受診者の利便性を考慮して江別市保健センターや市内各公共施設などで実施します。

具体的な実施日時および実施場所については、各年度の日程調整などを行ったうえ周知します。

【個別方式】

日頃、利用している病院や診療所で特定健康診査が可能となるよう、各医療機関等と 特定健康診査の委託契約を行います。

健診の実施期間は、4月から翌年3月の通年とします。

(2) 特定健康診查委託基準

高齢者の医療の確保に関する法律第28条および実施基準第16条第1項に基づき、具体的に委託できる者の基準については厚生労働大臣の告示において定められています。

(3) 健診実施機関リスト

特定健康診査実施機関については、江別市のホームページから「トップページ」⇒「くらしの情報」⇒「健康」⇒「健診・検診」⇒「特定健康診査(特定健診)」をご覧ください。

http://www.city.ebetsu.hokkaido.jp/または、「江別市 特定健診」で検索してください。

(4) 特定健康診査の実施項目

特定健康診査の法定項目に加え、追加項目、詳細な健診項目とします。

基本健診項目(全員)

- ・血液検査(血糖、脂質、肝機能)・血圧
- ・尿検査(尿糖・尿たんぱく)
- ・問診(服薬の有無、既往歴、喫煙歴、生活習慣など)

追加健診項目(全員)

- ・腎機能検査(クレアチニン)・尿検査(尿潜血)
- ・尿酸 ・貧血 ・心電図表

詳細な健診項目(医師が必要と認めた方のみ)

• 眼底檢查

特定健康診査の項目のうち、受診者全員に実施している追加健診項目については、健康課題等を踏まえ、変更することがあります。また、人間ドックおよびミニドックの項目には、特定健康診査の項目が含まれています。

(5) 自己負担額

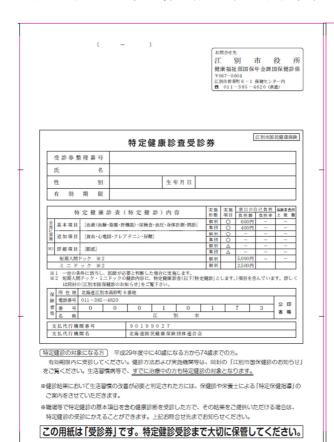
600円(個別健診)または、400円(集団健診)を徴収します。節目年齢(40歳・65歳)の方は無料となります。(対象者と同一日に同一機関で受診した配偶者も無料)ただし、社会情勢等を勘案しながら、適宜見直しを図っていきます。

(6) 医療機関との適切な連携

医療機関で治療中であっても特定健康診査の対象者であることから、本人同意のもと、保険者が診療における検査データの提供を受け、特定健康診査の結果データとして円滑に活用できるよう、かかりつけ医との協力及び連携を行います。

(7) 特定健康診査受診券の様式

図表5:江別市の受診券の様式(左:表面、右:裏面)



特定健診受診上の注意事項

- 1. 特定健診を受診するときは、この特定健康診査受診券(以下「受診券」と します。)と被保険者値を医療(健診)機関の受付に提出してください。 どちらか一方だけでは受診できません。
- 2. 特定健診は、受診券に記載してある有効期限内に受診してください。
- 3. 江別市国保で実施する短期人間ドック・ミニドックを受診される場合は、この受診券の提出が必要です。(短期人間ドック・ミニドックは特定健診の検査項目を全て含んでいるため、これらのドックと同時に特定健診を受診することになります。)また、同一年度内に重複して特定健診を受診することはできません。
- 江別市国保で実施する脳ドックを受診される場合は、特定健診を別に受診することができます。
- 5. 特定健診の受診結果は、受診者ご本人に対して通知するとともに、江別市 国保において保存し、必要に応じて保健指導等に活用します。また、支払 代持機関で点検される場合があるほか、匿名化のうえ国への実施結果報告 として部分的に提出されますので、ご了承のうえ受診ください。
- 6. 江別市国保の資格が無くなったときは、この受診券を使用しての受診はできません。 きません。すみやかに国保年金課国保健診係へご返却ください。 資格が無くなった後の受診が判明した場合は、江別市国保が負担した費用をご返還いただきますのでご注意ください。
- 不正にこの受診券を使用した場合は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けることがありますのでご注意ください。
- 8. 受診券の記載事項に変更があった場合は、すみやかに国保年金課国保健診 係へご連絡ください。
- 9. 受診券の有効期限内に妊産婦になられた方(妊娠中または出産後1年以内)、6カ月以上医療機関へ入院されている方、福祉施設等へ入所されている方、海外在住の方は特定健診の対象外となります。 国保年金課国保健診係(011-385-4620)までお知らせください。
- ※ 特定健診を受診されていない方に対して、江別市国保または江別市国保が 委託する業者より、文書や電話による受診のご案内をする場合があります。

2) 特定保健指導の実施

(1) 実施時期

特定保健指導は、指導開始から終了までに概ね6か月の期間を要することから、年度 区分にかかわらず、特定健康診査の結果を受診者本人へ通知した後に実施します。

(2) 実施場所

江別市保健センターの他、公共施設を利用して実施します。

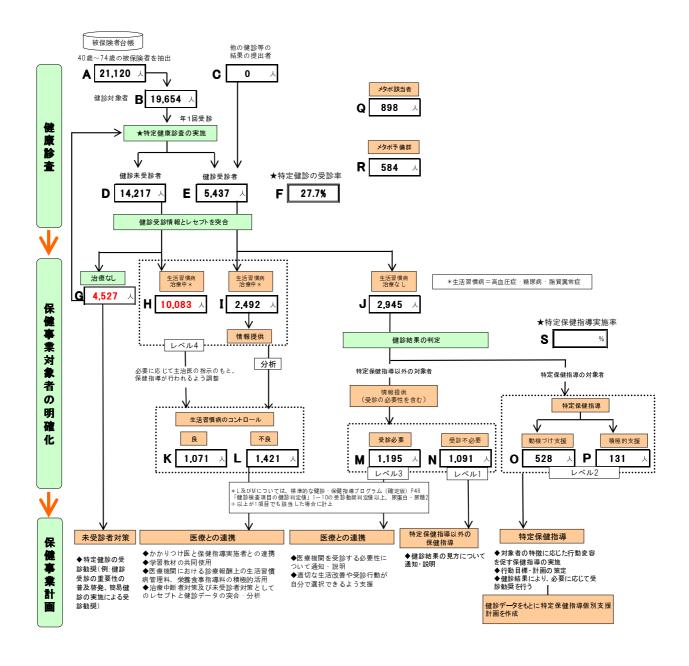
(3) 実施形態

特定保健指導については、保険者による直接実施を基本とし、一部外部委託にて行います。

(4) 特定健康診査から特定保健指導実施の流れ(参考:平成28年度実績)

特定健康診査結果から特定保健指導対象者の明確化、特定保健指導計画の策定・実践 評価を行います。

図表 6:糖尿病等生活習慣病予防のための健診・保健指導実施へのフローチャート



出所:マルチマーカー

3) 代行機関

受診者の自己負担を除く特定健康診査にかかる費用の請求・支払は、北海道国民健康 保険団体連合会に委託して行います。

4) 特定健康診査・特定保健指導の実施スケジュール

目標に向かっての進捗状況管理とPDCAサイクルで実践していくための年間実施スケジュールを以下に示します。

図表7:特定健康診査・特定保健指導の実施スケジュール

月	特定健康診査	特定保健指導
		・特定保健指導対象者の抽出
通年		・指導案内の送付
		・特定保健指導の実施
	特定健康診査対象者の抽出	
4月	・受診券、健診のお知らせを個別発送	
	特定健康診査の開始(個別健診の開始)■	
5月	・特定健康診査の開始(集団健診の開始)	
6月		
7月		
8月		
9月		
10月		
11月		
12月		
1月		
2月		
3月	(個別健診の終了) (集団健診の終了)	

5) 特定健康診査・特定保健指導の周知方法

(1) 特定健康診査の周知

個人への案内は、特定健康診査受診券の送付によって行います。受診券は、原則 4 月 1 日現在江別市国保に加入している 40~74 歳の方について、受診券を作成し個別に通知します。

また、市広報誌や江別けんしんだよりの他、市ホームページ等にて対象者への周知を 図ります。

(2) 特定保健指導の周知

特定保健指導の対象者へ特定保健指導の利用案内やパンフレットを送付するととも に、電話・訪問での利用勧奨を図ります。

6. 特定健康診査未受診者および特定保健指導未利用者対策

1) 特定健康診査の未受診者に対する対策

特定健康診査未受診者に対しては、電話や郵送による受診勧奨を行うほか、受診率の低い地区等に積極的な啓発を行うなど、受診者の拡大を図ります。また、土日祝日を含めた受診機会の確保やがん検診等との同時受診を実施するなど、受診環境の整備に取り組みます。

2) 特定保健指導の未利用者に対する対策

特定保健指導の未利用者に対しては、動機づけ支援・積極的支援のレベルに応じて電話や訪問での利用勧奨を行います。優先的に指導が必要な未利用者に対しては、訪問を行うなどして利用率の向上を図ります。

7. 個人情報の保護

1) 基本的な考え方

特定健康診査・特定保健指導で得られる健康情報の取り扱いについては、「個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第57号)および「江別市個人情報保護条例(平成14年3月29日条例第8号)」、「江別市情報セキュリティ基本方針」、「江別市情報セキュリティ対策基準」の規定に基づき、個人情報について、収集の制限や利用および提供の制限、情報機器の結合による提供の制限、従事する職員の守秘義務の定めに従い、個人情報の適正な取扱いの確保に努めます。

また、特定健康診査および特定保健指導を受託した事業者についても実施基準に定める個人情報の取扱いの基準を遵守するものとし、業務上知り得た情報については守秘義務を徹底し、業務終了後も同様とします。

さらに、個人情報の管理にも十分留意するものとし、これらを取り扱う者に対して、 その内容の周知を図ります。

2) 特定健康診査・特定保健指導の記録の管理・保存期間について

特定健康診査・特定保健指導の記録の管理は、特定健康診査等データ管理システムに て行います。

保存期間は、記録作成の日の属する年の翌年から5年間とします(それ以上も可)。

他の保険者に移行するなどの理由から江別市国保の加入者でなくなった後は、当該年度の翌年度末までを保存期間とします。

また、加入者が他の保険者に移行した場合は、当該保険者の求めに応じて、本人同意のもと加入者が提出すべきデータを提供することとします。

8. 結果の報告

実績報告については、特定健康診査等データ管理システムから実績報告用データを作成し、健診実施年度の翌年度 11 月 1 日までに行います。

9. 特定健康診査・特定保健指導実施計画の公表・周知

本計画は、今後6年間の40~74歳までの国保加入者の生活習慣病を中心とした疾病 予防に関する取組みについて、具体的な目標を示すとともに実践活動の指針となるもの であり、市広報誌、ホームページ、各種イベント開催時での計画概要の配布、議会報告 などにより広く市民に公表するものとします。

10. 特定健康診査・特定保健指導実施計画の評価および見直し

本計画の目標値に対して、各年度の実績確定後に見直しを行い、次年度の特定健康診 査・特定保健指導計画に反映し、活動に活かすこととします。

また、江別市国民健康保険運営協議会に対し、その結果を報告します。

評価は、「特定健康診査・特定保健指導」の成果について行うものであり、有病者や 予備群の数、生活習慣病関連の医療費の推移などが評価項目となります。その成果が数 値データで現れるのは数年後となることが想定されるため、短期間で評価できる項目に ついても評価を行い、改善を図っていきます。

本計画は、国の動向等を見極めて、必要時に見直しを行うものとします。

第2期江別市国民健康保険保健事業実施計画 (データヘルス計画)

第3期江別市特定健康診查・特定保健指導実施計画

□発 行 平成30年3月

□発行者 江別市 国保年金課 国保健診係

〒067-0004 江別市若草町6番地の1

TEL (011) 385 - 4620

tokuteikensin@city.ebetsu.lg.jp
